

令和2年第1回清須市議会臨時会会議録

令和2年5月8日第1回清須市議会臨時会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡 繁知	2番	山内 徳彦
3番	富田 雄二	4番	下堂 蘭稔
5番	浅野 富典	6番	松川 秀康
7番	大塚 祥之	8番	小崎 進一
9番	飛永 勝次	10番	野々部 享
11番	岡山 克彦	12番	林 真子
13番	加藤 光則	14番	高橋 哲生
15番	八木 勝之	16番	伊藤 嘉起
17番	岸本 洋美	18番	久野 茂
19番	白井 章	20番	浅井 泰三
21番	成田 義之	22番	天野 武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田 純夫
副市	長	葛谷 賢二
教	育	長 齊藤 孝法
企	画	部 長 宮崎 稔
総	務	部 長 平子 幸夫

市 民 環 境 部 長	栗 本 和 宜
健 康 福 祉 部 長	河 口 直 彦
建 設 部 長	永 淵 貴 徳
会 計 管 理 者	吉 田 敬
教 育 部 長	加 藤 秀 樹
監 査 委 員 事 務 局 長	三 輪 晃 司
企 画 部 次 長 兼 企 画 政 策 課 長	後 藤 邦 夫
総 務 部 次 長 兼 防 災 行 政 課 長	丹 羽 久 登
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	岩 田 喜 一
市 民 環 境 部 次 長 兼 産 業 課 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 次 長 兼 子 育 て 支 援 課 長	加 藤 久 喜
総 務 部 参 事	山 下 雅 也
建 設 部 参 事	大 橋 秀 一
建 設 部 参 事	兼 松 俊 彦
人 事 秘 書 課 長	舟 橋 監 司
税 務 課 長	渡 辺 由 利 子
収 納 課 長	三 輪 好 邦
市 民 課 長	伊 藤 嘉 規
保 険 年 金 課 長	篠 田 敬 幸
生 活 環 境 課 長	島 津 行 康
西 枇 杷 島 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	北 神 聖 久
清 洲 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	葛 山 悟
春 日 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	日 比 野 鋭 治
社 会 福 祉 課 長	鹿 島 康 浩
高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
健 康 推 進 課 長	寺 社 下 葉 子
土 木 課 長	飯 田 英 晴
都 市 計 画 課 長	長 谷 川 久 高
上 下 水 道 課 長	菅 野 淳

新清洲駅周辺まちづくり課長	前	田	敬	春
会計課長	楢	本	雄	介
学校教育課長	石	黒	直	人
生涯学習課長	辻		清	岳
スポーツ課長	浅	野	英	樹
学校給食センター管理事務所長	吉	田		剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	浅	田	克	幸
議事調査課長	高	山		敬
議事調査課係長	鈴	木	栄	治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議長辞職許可について
- 日程第 4 選挙第 1 号
議長の選挙について
- 日程第 5 副議長辞職許可について
- 日程第 6 選挙第 2 号
副議長の選挙について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任について
- 日程第 10 清須市議会広報特別委員会委員の選任について
- 日程第 11 清須市特定構造物改築対策特別委員会委員の選任について
- 日程第 12 清須市駅周辺開発推進対策特別委員会委員の選任について
- 日程第 13 清須市斎苑等対策特別委員会委員の選任について
- 日程第 14 西春日井広域事務組合議会議員辞職許可について

- 日程第 1 5 五条広域事務組合議会議員辞職許可について
- 日程第 1 6 選挙第 3 号
西春日井広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 1 7 選挙第 4 号
五条広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 1 8 同意第 1 号
監査委員の選任について
- 日程第 1 9 清須市都市計画審議会委員の選任について
- 日程第 2 0 専決第 1 号 専決処分した事件（清須市消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例）の承認について
- 日程第 2 1 専決第 2 号 専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の
承認について
- 日程第 2 2 専決第 3 号 専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条
例）の承認について
- 日程第 2 3 専決第 4 号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例）の承認について
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 清須市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 令和 2 年度清須市一般会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 令和 2 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 2 8 議案第 3 1 号 清須市特別職の職員で常勤のものとの給与の特例に関する条例
案
- 日程第 2 9 発議第 3 号 清須市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案

（ 傍聴者 1 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (久野 茂君)

おはようございます。

定刻になりましたので、令和2年第1回清須市議会臨時会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場のドアを開けておりますので、よろしくお願いたします。ただし、選挙による投票の際には、一時的に閉めさせていただきますので、あわせてお願いたします。

ただいまの出席議員は、22名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、10番野々部議員並びに11番岡山議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたします。

日程第3、議長辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、副議長と交代し、退席させていただきます。

< 久野議長退場 >

副議長 (高橋 哲生君)

副議長の高橋でございます。久野議長にかわりまして議長職を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（浅田 克幸君）

それでは、朗読させていただきます。

令和2年5月8日

清須市議会副議長 高橋 哲生 様

清須市議会議長 久野 茂

辞職願

私は、このたび申し合わせ任期満了により清須市議会議長の職を辞したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

副議長（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

お諮りいたします。

久野議長の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

副議長（高橋 哲生君）

異議なしと認めます。

よって、久野議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

久野議員の入場を認めます。

< 久野議員入場 >

副議長（高橋 哲生君）

議長の辞職は許可されましたので、告知いたします。

ここで久野議員からご挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。

ご挨拶は発言席でお願いいたします。

久野議員、お願いいたします。

< 18番議員（久野 茂君）登壇 >

18番議員（久野 茂君）

1年間、皆様方のお力添えをいただきまして議長職を務めてまいりましたが、本日、辞職することになりました。議員の皆様を始め、そして市長を始め職員の皆様方には、1年間、大変お世話になりましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

今後は一議員といたしまして、微力ではございますが、市政発展のために尽くしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

また、今、世界的に新型コロナウイルスが大変流行いたしております。これらも一日も早く有効な治療薬・ワクチンが開発されて、一日も早く正常な生活に戻れるよう願っております。

以上、大変簡単ではございますが、議長退任の挨拶にかえさせていただきます。

大変ありがとうございました。

副議長（高橋 哲生君）

日程第4、選挙第1号 議長の選挙についてを議題といたします。

これより、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

< 議場閉鎖 >

副議長（高橋 哲生君）

ただいまの出席議員は22名でございます。

投票用紙を配付いたします。

< 投票用紙配付 >

副議長（高橋 哲生君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

副議長（高橋 哲生君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

< 投票箱点検 >

副議長（高橋 哲生君）

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。事務局より順番に氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

議会事務局長。

議会事務局長（浅田 克幸君）

それでは、順番にお名前を読み上げさせていただきます。

1 番、松岡議員、2 番、山内議員、3 番、富田議員、4 番、下堂菌議員、5 番、浅野議員、6 番、松川議員、7 番、大塚議員、8 番、小崎議員、9 番、飛永議員、10 番、野々部議員、11 番、岡山議員、12 番、林議員、13 番、加藤議員、15 番、八木議員、16 番、伊藤議員、17 番、岸本議員、18 番、久野議員、19 番、白井議員、20 番、浅井議員、21 番、成田議員、22 番、天野議員、最後に、高橋副議長、お願いいたします。

副議長（高橋 哲生君）

投票漏れはありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

副議長（高橋 哲生君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、12番、林議員並びに13番、加藤議員を指名いたします。

それでは、恐れ入りますが、立会人の林議員並びに加藤議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

< 開票 >

副議長（高橋 哲生君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票22票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち成田議員22票、以上でございます。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、成田議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

< 議場開鎖 >

副議長（高橋 哲生君）

ただいま議長に当選されました成田議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました成田議員より、当選の承諾及び挨拶を発言席でお願いいたします。

＜ 新議長（成田 義之君）登壇 ＞

新議長（成田 義之君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長選におきまして議員各位の温かいお志によりまして、私を議長に推挙していただきまして本当にありがとうございました。

話が長くなりますといけませんけども、私も高齢者でありまして、人生でいいますと番外の人間がまた再び枠内に戻ってきたというような感じで、若いつもりで一生懸命頑張らせていただきますので、皆様方の力強いご支援をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また、昨年末からコロナというえらい感染がはやりまして、私も簡単に思っておりましたが、ここまで響いてくるとは夢にも思いませんでした。けれども、1918年にスペイン風邪がありました。これが日本全国で5千万人、そして死亡者が45万3千人という大変多くの方が亡くなったということを思いますと、いかに医療が発達して、そして通信網が日本全国に張りめぐらされたということで現在の数字になっておるといことは、日本にとってはすばらしいことじゃないかと、私はそう思っております。

いずれにしても、コロナの問題で議会が三密を防ぐということで、行政もそうですけども、皆様方にご協力を願うことは多々あると思います。この1年、大変苦難な1年になるかと思いますが、各議員の皆様方と力を合わせ、私、いつもモットーとしております公平・公正を胸にして、議会と行政のお取り持ちを一生懸命させていただきたいと思いますので、力強いご支援・ご声援、また、ご注意していただく点がありましたら、どんどんおっしゃっていただければと、かように思っておりますのでございます。

どうぞこの1年間ひとつよろしくお願ひを申し上げまして、簡単ではございますが、私の議長としての就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

副議長（高橋 哲生君）

議長が決まりましたので、ここで交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

ここで、9時50分まで休憩といたします。

(時に午前 9時47分 休憩)

(時に午前 9時50分 再開)

議長 (成田 義之君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議会運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第5、副議長辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高橋副議長の退席を求めます。

< 高橋 哲生副議長退場 >

議長 (成田 義之君)

事務局に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長 (浅田 克幸君)

それでは、朗読させていただきます。

令和2年5月8日

清須市議会議長様

清須市議会副議長 高橋哲生

辞職願

私は、このたび申し合わせ任期満了により清須市議会副議長の職を辞したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

議長 (成田 義之君)

お諮りいたします。

高橋副議長の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、高橋副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

高橋議員の入場を認めます。

< 高橋議員入場 >

議長（成田 義之君）

副議長の辞職は許可されましたので、告知いたします。

ここで高橋議員からご挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。

ご挨拶は発言席でお願いいたします。

高橋議員、お願いいたします。

< 14番議員（高橋 哲生君）登壇 >

14番議員（高橋 哲生君）

本日ここに副議長の任を辞することができました。短い間でしたが、私なりに久野議長を支えながら全力で頑張ってきました。できること、できなかったことがあると思いますが、最終版では、コロナの影響により国への意見書の提出だとか議会のマニュアル作成、あるいは議会の要望書策定等、記憶に残る経験を多くさせていただいたと思っております。これもひとえに議会の皆様、そして事務局の皆様、当局の皆様のおかげだと心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

また、これより一議員の立場としまして、清須議会の末席を汚しながら清須議会の活性化、そして清須市の発展のために尽くしてまいりたいと思っておりますので、今後とも何とぞ皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますことを心よりお願い申し上げます、私の退任の挨拶にかえさせていただきます。

1年間どうもありがとうございました。

議長（成田 義之君）

日程第6、選挙第2号 副議長の選挙についてを議題といたします。

これより、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

< 議場閉鎖 >

議長（成田 義之君）

ただいまの出席議員は22名でございます。

投票用紙を配付いたします。

< 投票用紙配付 >

議長（成田 義之君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

< 投票箱点検 >

議長（成田 義之君）

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。事務局より順番に氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

議会事務局長。

議会事務局長（浅田 克幸君）

それでは、順番にお名前を読み上げさせていただきます。

1 番、松岡議員、2 番、山内議員、3 番、富田議員、4 番、下堂菌議員、5 番、浅野議員、6 番、松川議員、7 番、大塚議員、8 番、小崎議員、9 番、飛永議員、10 番、野々部議員、11 番、岡山議員、12 番、林議員、13 番、加藤議員、14 番、高橋議員、15 番、八木議員、16 番、伊藤議員、17 番、岸本議員、18 番、久野議員、19 番、白井議員、20 番、浅井議員、22 番、天野議員、最後に成田議長、お願いいたします。

議長（成田 義之君）

投票漏れはありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、14番、高橋議員並びに15番、八木議員を指名いたします。

それでは、恐れ入りますが、立会人の高橋議員並びに八木議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

< 開票 >

議長（成田 義之君）

立会人の高橋議員並びに八木議員は自席へお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票22票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち小崎議員21票、加藤議員1票、以上でございます。

この選挙の法定得票数は、6票であります。

よって、小崎議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

< 議場開鎖 >

議長（成田 義之君）

ただいま副議長に当選されました小崎議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました小崎議員より、当選の承諾及び挨拶を発言席でお願いいたします。

< 新副議長（小崎 進一君）登壇 >

新副議長（小崎 進一君）

議員の皆様のご推挙により副議長に就任させていただきました小崎進一でございます。副議長という身に余る大任を排し、光栄でありますとともに、職責の重さを痛感いたしております。浅学非才ではありますが、成田議長を支え、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいります。

緊急事態宣言の中、厳しい状況が続いておりますが、清須市民の皆様がいち早くもとどおりの生活に戻れるよう皆様と取り組んでまいります。今まで以上に皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

そして、議会活動より一層の活性化を目指してまいりますので、簡単ではございますけれども、

就任のご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（成田 義之君）

日程第7、常任委員会委員の選任について、日程第8、議会運営委員会委員の選任について及び日程第9、清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任についてから日程第13、清須市斎苑等対策特別委員会委員の選任についての7案件につきましては、これらを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、7案件は一括議題といたします。

なお、常任委員会の委員定数は、委員会条例第2条の規定により、総務委員会8名、福祉委員会7名、建設文教委員会7名となっております。また、常任委員の任期は委員会条例第3条第1項の規定により、1年となっております。

また、議会運営委員会の委員定数は、委員会条例第5条第2項の規定により、8名となっております。なお、任期は、委員会条例第5条第3項の規定により、1年となっております。

また、各特別委員会の委員定数は議会広報特別委員会が6名、その他の特別委員会の委員はそれぞれ8名となっております。なお、各特別委員会の委員の任期は、申し合わせにより、1年となっております。

各常任委員会の委員の選任及び全ての議会構成につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長の指名によることとされていますが、副議長と協議の上、指名を行いたいと思います。また、正副委員長につきましても、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するとされていますが、各委員とあわせて正副議長において指名することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員の選任、全ての議会構成及び正副委員長につきましては、正副議長の協議により指名することに決定いたします。

ただいまから副議長と打ち合わせをしますので、副議長、こちらにお願いいたします。

それでは、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の委員の一覧表を配付いたします。

< 各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会委員一覧表の配付 >

議長（成田 義之君）

ただいま配付いたしました一覧表のとおり、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の委員及び正副委員長をそれぞれ指名いたします。

日程第14、西春日井広域事務組合議会議員辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、天野議員、加藤議員の退席を求めます。

< 天野議員、加藤議員退場 >

議長（成田 義之君）

お諮りいたします。

申し合わせにより、天野議員、加藤議員より、西春日井広域事務組合議会議員の辞職願が提出されております。この西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、天野議員、加藤議員の西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

天野議員、加藤議員の入場を認めます。

< 天野議員、加藤議員入場 >

議長（成田 義之君）

ただいま天野議員、加藤議員の西春日井広域事務組合議会議員の辞職が許可されましたことを告知いたします。

日程第15、五条広域事務組合議会議員辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、浅井議員、岸本議員、伊藤議員、小崎議員、浅野議員の

退席を求めます。

＜ 浅井議員、岸本議員、伊藤議員、小崎議員、浅野議員退場 ＞

議長（成田 義之君）

お諮りいたします。

申し合わせにより、浅井議員、岸本議員、伊藤議員、小崎議員、浅野議員、私、成田より、五条広域事務組合議会議員の辞職願が提出されております。この五条広域事務組合議会議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、浅井議員、岸本議員、伊藤議員、小崎議員、浅野議員、私、成田の五条広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

浅井議員、岸本議員、伊藤議員、小崎議員、浅野議員の入場を認めます。

＜ 浅井議員、岸本議員、伊藤議員、小崎議員、浅野議員入場 ＞

議長（成田 義之君）

ただいま浅井議員、岸本議員、伊藤議員、小崎議員、浅野議員、私、成田の五条広域事務組合議会議員辞職が許可されましたことを告知いたします。

お諮りいたします。

日程第16、選挙第3号 西春日井広域事務組合議会議員の選挙について及び日程第17、選挙第4号 五条広域事務組合議会議員の選挙についての2案件につきましては、一部事務組合議会の代表議員の選挙でございますので、これを一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

異議なしと認めます。

よって、2案件は一括議題といたします。

組合議会の代表議員につきましては、組合規約で選挙により行うことになっておりますが、申し合わせ任期を常任委員会と同様に1年とし、選出の方法は、常任委員会と同様に、議長の指名

推選によることといたします。

ここで各組合議員の選出議員数を申し上げます。

西春日井広域事務組合議会の選出議員数は4名です。

五条広域事務組合議会の選出議員数は7名です。

それでは、西春日井広域事務組合議会議員につきましては、あて職であります議長と浅野総務委員長及び天野議員、大塚議員、以上4名を指名いたします。

五条広域事務組合議会議員につきましては、あて職であります議長と浅井議員、伊藤議員、林議員、岡山議員、小崎議員、松岡議員、以上7名を指名いたします。

ここで、事務局より同意案件を配付させます。

< 同意案件配付 >

議長（成田 義之君）

お諮りいたします。

日程第18、同意第1号は当局提案となりますが、人事案件ですので、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決定いたします。

日程第18、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、同意第1号の該当議員が議場におられますので、地方自治法第117条の規定により、岸本議員の退席を求めます。

< 岸本議員退場 >

議長（成田 義之君）

提案理由の説明を永田市長より受けます。

提案理由の説明は発言席でお願いします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

同意第1号 監査委員の選任につきましては、清須市西堀江1807番地9、岸本洋美議員を清須市監査委員に選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

議員の経歴は、ご配付いたしました同意案の裏面に記載をいたしました。ご賛同を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議長（成田 義之君）

この案件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決に入ります。

同意第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は選任同意することに決定しました。

ここで岸本議員の入場を許可いたします。

< 岸本議員入場 >

議長（成田 義之君）

ただいま岸本議員が監査委員に選任同意されましたので、これを告知いたします。

日程第19、清須市都市計画審議会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

審議会委員の選任につきましては、申し合わせにより委員の任期は1年、選任の方法につきましては議長が指名することとなっております。

これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、審議会の委員の任期は1年、選任の方法につきましては議長が指名することに決定いたしました。

ここで、審議会委員の選出委員数を申し上げます。

都市計画審議会の委員の選出委員数は、2名でございます。指名の方法は、議長において指名いたします。

都市計画審議会委員については、野々部議員及び富田議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

日程第20、専決第1号から日程第28、議案第31号までの9案件を一括議題とし、提案理由及び内容の説明を受けた後、委員会付託を省略し、本会議で質疑・討論を行い、採決することが議会運営委員会で決定しております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(成田 義之君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げた方法で行うことに決定いたします。

日程第20、専決第1号 専決処分した事件(清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)の承認についてから日程第28、議案第31号 清須市特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例案までの9案件を一括議題といたします。

永田市長より提案理由の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長(永田 純夫君)登壇 >

市長(永田 純夫君)

それでは、提案理由をご説明申し上げます。

専決第1号 専決処分した事件(清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)の承認につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額の改定等を行ったものでござい

ます。

専決第2号 専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、登記簿上の所有者が死亡し、その相続人等で固定資産を現に所有している者に対して申告させる規定の新設等を行ったものでございます。

専決第3号 専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例の規定の整備等を行ったものでございます。

専決第4号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を見直すとともに、物価上昇によって従前の軽減対象者が対象外とならないようにするため、軽減基準額を引き上げたものでございます。

専決第1号から第4号までは、いずれも令和2年3月31日付で専決処分したものでございます。

続きまして、議案第27号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する保険給付として傷病手当金を支給するため、所要の規定を整備するための一部改正でございます。

議案第28号 清須市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市において行う事務の特例に関する規定を追加するための一部改正でございます。

議案第29号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第2号）案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策である国の第1次補正予算に伴い、国民1人10万円の特別給付金や子育て世帯の生活を支援するために臨時・特別の一時金を給付する他、休業要請に応じた事業者に対して協力金を交付するなど所要の経費を計上することとしました。

補正額は、既定額に7億2千588万5千円を追加し、予算の総額は3億5千472万3千680円となります。

議案第30号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または感染が疑われる場合に伴う傷病手当の支給について所要の経費を計上することとしました。

補正額は、既定額に2億2千0万円を追加し、予算の総額は5億9千191万6千円となります。

議案第31号 清須市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例案につきましては、新型コロナウイルス感染症における社会情勢に鑑み、常勤の特別職の令和2年6月分の給料を減額するための一部改正でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては担当者から説明させますので、十分にご審議の上、ご賛同賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

議長（成田 義之君）

それでは、日程第20、専決第1号から日程第22、専決第3号までの3案件について、総務部長から一括して内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いします。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長、平子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年第1回清須市議会臨時会提出案件の1ページをお願いいたします。

専決第1号

専決処分した事件（清須市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年5月8日提出

清須市長 永田純夫

2ページをお願いいたします。

2年専決第1号

専決処分書

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

清須市長 永田純夫

右のページをお願いします。主な内容をご説明いたします。

この条例の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布されたことに伴うものです。

非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基準額を改定するもので、非常勤消防団員または非常勤水防団員は、階級及び勤務年数に応じた基礎額をそれぞれ増額し、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を「8千800円」から「8千900円」とするものです。

また、民法の改正により、法定利率が統一的なものとなったことにより、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率の規定を事故発生における法定利率として、その他条文の文言の整理を行うものでございます。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

専決第2号

専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

清須市長 永田純夫

6ページをお願いいたします。

2年専決第2号

専決処分書

清須市税条例等の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

清須市長 永田純夫

それでは、右のページをお願いいたします。主な内容をご説明いたします。

今回の改正は、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴うものです。

個人市民税関係での第36条3の2、第36条3の3の改正は、未婚の一人親に対する公助の見直しに伴う規定の整理を行うもので、令和3年度から未婚の一人親に対して一人親控除を適用するために扶養親族申告書の申告内容の文言等を変更するものです。

固定資産税関係での第54条の改正は、戸籍調査等を尽くしても、なお所有者が一人も明らかとならない場合に、固定資産の使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができるとする改正で、第74条の3では、登記簿に所有者として登記がされている個人が死亡している場合、その不動産を現に所有している者に氏名等の必要事項を申告させることとする改正を行うものです。

第96条では、輸出するたばこ等に係る課税免除の申告書類を簡素化する改正で、附則第10条の2では、固定資産税の課税標準の特例の規定の改正規定であり、水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の特例追加、再生可能エネルギー発電設備の参酌基準変更に伴う特例率の変更、その他特例期間の満了に伴う廃止をするものです。

また、その他地方税法の改正に伴います文言の整理を行うものでございます。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2項以降は経過措置でございます。続きまして、13ページのほうをお願いいたします。

専決第3号

専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和2年5月8日提出

清須市長 永田純夫

14ページをお願いいたします。

2年専決第3号

専決処分書

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認められたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

清須市長 永田純夫

右のページをお願いいたします。主な内容のご説明をいたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴うものです。

認定誘導事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例を特例期間満了により廃止とするための附則第3項を削り、第4項、5項を繰り上げた上で、新たに第5項として水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の課税標準の特例を追加するものでございます。

また、その他税法の改正に伴います文言の整理を行うものでございます。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項以降は、経過措置等でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（成田 義之君）

日程第23、専決第4号から日程第25、議案第28号までの3案件について、市民環境部長から一括して内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、提出案件の17ページをお願いいたします。

専決第4号

専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

清須市長 永田純夫

次に、18ページをお願いいたします。

2年専決第4号

専決処分書

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がない

と認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

清須市長 永田純夫

19ページをお願いいたします。主な内容を説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正が令和2年3月31日に公布されたことに伴うものでございます。

まず、第2条の改正規定です。

社会保険などの被用者保険では、上限額超過に該当する被保険者割合を全体の0.5%から1.5%とすることが法律で定められております。そこで、国は、国民の公平性を確保する観点から、国民健康保険においても被用者保険とのバランスを考慮し、賦課限度額超過世帯の割合を1.5%に近づくようルールを設け、国民健康保険税の課税限度額を見直すものでございます。

今回は、医療分の課税限度額を「61万円」から「63万円」に、介護分の課税限度額を「16万円」から「17万円」に改定いたしました。これにより、1世帯の課税限度額の合計は「96万円」から「99万円」に引き上げられました。改定率は3.13%でございます。

次に、第23条の改正規定です。

物価上昇によって、従前の軽減対象者が対象外とにならないようにするため、低所得者対策として保険税軽減基準額を引き上げるものでございます。

軽減対象となる軽減基準額を5割軽減世帯で「28万円」から「28万5千円」に、2割軽減世帯で「51万円」から「52万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

附則

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上です。

続きまして、提出案件の21ページをお願いいたします。

議案第27号

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年5月8日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する保険給付として傷病手当金を給付するため、所有の規定を整備する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、22、23ページをお願いいたします。

今回の改正は、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した緊急対応第2弾の中で、国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたものによるものでございます。

主な内容について説明させていただきます。

附則に6項を追加いたします。

第8項は、支給対象に関するもので、国民健康保険の被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等症状があり感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができないものとしております。

第9項は、支給額に関するもので、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に支給期間の労務に服することができなくなった日数を乗じたものとしております。

第10項は、支給期間に関するもので、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間で、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとしております。

附則です。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8項から第13項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用いたします。

説明は以上でございます。

続きまして、提出案件の25ページをお願いいたします。

議案第28号

清須市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年5月8日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市において行う事務の特例に関する規定を追加する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

今回の改正では、附則に第7条を追加いたします。

後期高齢者医療におきましても、国民健康保険と同様に新型コロナウイルスに感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたのに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合会の傷病手当金の支給に係る申請書の提出受け付けに関する事務を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

日程第26、議案第29号について総務部長から内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。

それでは、令和2年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の1ページをお開きください。

議案第29号

令和2年度清須市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度清須市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2千588万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5千472万3千6百80円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月8日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

歳入歳出の内容をご説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策である国の第1次補正予算、同じく、愛知県の

補正予算に呼応し、支援事業等を行うために補正するものです。

感染拡大防止のためにさまざまな活動が制約されることとなる国民1人1人への給付金や子育て世帯の生活を支援するために臨時特別の一時金を給付する他、休業要請に応じた事業者に対して協力金を交付するためのものです。

まず、歳入です。

第15款国庫支出金では、1人1人に給付する特別定額給付金に係る補助金69億9千187万9千円、子育て世帯への臨時特別給付金に係る補助金1億768万4千円、マスク配布に係る母子保健医療対策総合事業補助金13万4千円の合計70億9千969万7千円を追加し、第16款県支出金では、感染症対策として交付する協力交付金に係る補助金7千550万円を追加し、第19款繰入金では、財政調整基金から9千68万8千円を取り崩し、繰り入れます。

右のページをお願いいたします。歳出になります。

第2款総務費では、感染拡大防止のためにさまざまな活動が制約されることとなる国民1人1人各10万円を支給することにより、家庭への支援を行うための特別定額給付金給付に係る経費69億9千187万9千円、第3款民生費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯を支援する観点から、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を臨時特別給付金として支給する経費1億768万4千円、第4款衛生費では、国が用意した布製マスクを肺炎にかかった場合には重症化する可能性がある妊婦の方に月に2枚ずつ配布する郵送料などの経費26万9千円、第7款商工費では、愛知県と協調して、休業要請に呼応して休業した事業者への業種に応じて協力金50万円ないし10万円を交付する経費1億6千605万3千円を追加するものでございます。

以上が、一般会計補正予算案の内容でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

日程第27、議案第30号について、市民環境部長から内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。

補正予算書及び説明書の19ページをお願いいたします。

議案第30号

令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億191万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月8日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

歳入の説明をいたします。

第4款県支出金、第1項県交付金は、傷病手当金に要する費用の国の財政支援による特別調整交付金の増額分で、220万円を増額いたします。

右側、21ページをお願いいたします。

歳出の説明をいたします。

第2款保険給付費、6項傷病手当費は、傷病手当金の支給により220万円を増額いたします。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

日程第28、議案第31号について、企画部長から内容の説明を求めます。

宮崎企画部長。

< 企画部長（宮崎 稔君）登壇 >

企画部長（宮崎 稔君）

企画部長の宮崎でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第31号が掲載されている提出案件の1ページをお開きください。

議案第31号について説明いたします。

議案第31号

清須市特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年5月8日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症における社会情勢に鑑み、常勤の特別職の令和2年6月分の給料を減額する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

内容を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症における社会情勢に鑑み、市長、副市長及び教育長の令和2年6月分の給料月額から市長にあつては100分の100を、副市長及び教育長にあつては100分の50を減額するものでございます。

附則につきましては、令和2年6月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

ここで、11時まで休憩とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

（ 時に午前10時48分 休憩 ）

（ 時に午前11時00分 再開 ）

議長（成田 義之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから自席で議席番号と名前、役職名を述べてから、それぞれ行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

最初に、日程第20、専決第1号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

専決第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、日程第21、専決第2号に質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

専決第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、日程第 2 2、専決第 3 号に質疑のある方の挙手を求めます。

(「異議なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

専決第 3 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、日程第 2 3、専決第 4 号に質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

1 3 番議員 (加藤 光則君)

議席番号 1 3 番、専決第 4 号について質疑をさせていただきたいと思いをします。

賦課限度額が毎年引き上がっているわけであり、賦課限度額に到達する所得階層は、その賦課方式の違いによって違いが出てくるわけであり、被用者保険との均衡、保険料負担率の公平化を保つためという国の言われている背景はわかるわけであり、しかし、同時に、さまざまな課題があるわけであり、

そこで、お聞きしたいと思いをします。

今回の課税限度額の引き上げによって限度額超過世帯への影響についてであります。

限度額が61万円から63万円に引き上げられたことによって限度超過世帯の数、それから割合、そして限度額の超過額、そして市全体の増収額、こういった影響についてお伺いいたします。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

保険年金課、篠田でございます。よろしくお伺いいたします。

まず、最初に、限度額の変更による限度額世帯数は143世帯になりまして、前年度比でいきますと4世帯の減少になります。

それから、限度世帯の割合につきましては、全体被保険者から算出しまして1.71%、前年比は0.01%減少でございます。

それから、各世帯の保険料が占める所得の割合につきましては、1人世帯においては6.21%、2人世帯では6.44%、3人世帯では6.70%、4人世帯では6.97%でございます。

あと、市への影響としましては、限度額を変更したことによりまして、増収額は350万円ぐらいの増収になります。前年比からいきますと150万円ぐらい下がっておりますが、これは所得の減少によるものと見込んでおります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今回、国の見直しの方向性の中での議論では、低・中所得層の多い市町村においては相対的に所得の低い世帯の保険税額が賦課限度額に該当することもあることから、こう言われていたわけですが、本市の実態、今、若干パーセントで言われましたが、実態がどうかということと、それから、国保は被保険者数に応じた均等割負担のため、世帯人数が増えるに従って限度額に到達する所得が下がるわけでありまして。子どもの数が多いなどの多人数世帯ほど、より低い所得で限度額を負担しなければならない、こういう現象も生まれてくるわけですが、本市ではどういった実態なのか伺います。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

試算をしたところ、仮に6人世帯の場合、所得は200万円ぐらいあった世帯の場合ですと、固定資産が270万円以上なければ限度額に到達いたしません。仮に所得がない年金のみの収入の世帯で仮に2人世帯を想定しますと、こちらでいくと固定資産は430万円ないと限度額に到達しませんので、実際に先ほどの200万円の世帯でいきますと、清須市は該当はありませんでした。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今回該当はありませんでしたということではありますが、均等割があるから世帯人数が増えれば、より低い所得で限度額を負担しなければならない、こういう実態があるわけでありまして。保険税の割合も1人増えるごとに数%ずつ上がっていくわけでありまして。こうした点も踏まえて、限度額のあり方について同時に検討していく必要があるかということをもまず述べておきたいと思えます。

それから、今、都道府県化によって保険税の平準化が図られているわけでありまして。現状の問題点を踏まえた抜本的な制度の見直しも同時に進めていくべきであります。同時に、今回はコロナ禍のもとで収入が減った人への早急な対応が必要なわけでありまして。既に国保税、第1期の納入期限が4月30日となっていました。現在こういった状況下のもとで、支払い猶予についての相談というのは市に寄せられているということはないでしょうか、伺います。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

支払い猶予の相談は保険年金課、収納課で日に数件ほど受けておりますが、実際、まだ申請に至っている方はみえません。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

最後に、4月7日に、今回、緊急経済対策が打ち出されました。国民健康保険税の減免措置について伺いたいと思います。

緊急避難的対応で減収見込みでも国民健康保険税の減免が受けられる、こういうことになったわけであります。しかし、対応が遅いことや、原則、申請主義で行われることになれば、こういった周知が重要になってくるわけであります。本市においては対応策について今どのような準備がされているのか、どうなっているのか伺います。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

この内容についての詳細は現在確認中でございます。6月議会にて議案の修正上程をさせていただき予定でございます。実際に申請といたしましては、国保税が7月に確定いたしまして、本算定納付書を送付した後に申請を受け付ける予定でございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

これは令和元年度と2年度分の対象期間の保険税を所得に応じて減額・減免してやられる、ということであったと思います。緊急経済対策の中で打ち出されたものであり、周知はもちろん、相談受け付けを迅速に市としても対応を行っていただきたいということをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

議長（成田 義之君）

他にございませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

専決第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、日程第24、議案第27号に質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

13番議員 (加藤 光則君)

議席番号13番、加藤です。

議案第27号 清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について質問させていただきたいと思います。

今回、新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府の緊急対策の1つとして国民健康保険から傷病手当を支給されることが打ち出されたことによって条例改正が行われるわけであり、健康保険に当てはまるには、この健康保険には傷病手当は国保にはなかったわけであり、今回、国保に傷病手当金を設けるために条例改正を行い、感染した被用者から安心して休める環境を整備し、さらなる感染拡大を防止していくという今回の改正には非常に大きな意義があるわけであり、しかし、一方では、個人事業主や家族従事者、フリーランスは支援対象にはなっていないわけであり、

厚生労働省は、この支給対象の拡大については、「市町村長の判断で可能」、こういう答弁もしていますが、本市については拡大についての考えはないのか伺います。

議長 (成田 義之君)

保険年金課長、篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

保険年金課長、篠田でございます。

今回の傷病手当につきましては、国からの財政支援の範囲で考えております。そのため救済支援は今のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それでは、先ほど提案の中で支給条件のところで、令和2年1月1日から規則で定める日までとありましたが、この規則で定める日まではどういうふうになつておるのか伺います。

議長（成田 義之君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

期限といいますのは適応期間ということになるかと思いますが、こちらは本年度の令和元年1月1日からと当面9月までということで打ち出されています。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

当面9月までということで規則で定めるということですので、一刻も早くこれが終息していくことを祈るわけではありますが、もう1点、先ほど国が支給される範囲内ということでの御答弁をいただきました。1947年に出された社会保障制度に関する社会保険制度調査会の答申、ここにおいてもこの問題、被用者だけでなく勤労及び事業により生活を営む自営業にも傷病手当金を段階的に給付すべきことと、こういう答申がされているわけです。既に73年が経過しているわけですが、被用者であろうと農業者や自営業者、フリーランスであろうと、病気やけがで仕事を休めば収入がなくなり、生活に不安が出てくることは同じであります。支給対象をぜひ広げていただきたいということを申し述べて質問を終わります。

以上であります。

議長（成田 義之君）

他にございませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第27号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、日程第25、議案第28号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第28号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、日程第26、議案第29号に質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

13番議員 (加藤 光則君)

13番、加藤です。

議案第29号 令和2年度清須市一般会計補正予算について質問します。

この補正予算、新型コロナウイルス感染対策により国の第1次補正予算に伴うものであります。

そこで、まず、協力金についてお聞きします。

愛知県の休業や営業時間短縮の要請に応じて協力いただいた中小企業及び個人事業主に対して新型コロナウイルス感染対策協力金を交付するとして、今回この補正が組まれたわけでありまして、

市町村が2分の1持ち出すわけですが、この補正予算を見ると、一般財源と特定財源との差額、これについてはどういう中身になっているのかお聞きします。

議長 (成田 義之君)

岩田総務部次長。

総務部次長兼財政課長 (岩田 喜一君)

財政課長、岩田でございます。

まだ、特定財源、地方創生臨時交付金が該当すると思われませんが、そちらについては、交付金の額は決定をしておりませんので、今現在は一般財源のほうで財源内訳のほうをしておりますが、いずれ財源の組み替えになるのではないかとということで予定をしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

もう1つ、今回、後から理・美容のほうの方の額があつて、これを足し算すると、単純に予算を見ますと商業施設と理・美容で、額で割ると、商業施設が300事業所、理・美容が75件、そうかなと思うわけでありましたが、また違っていたら後から言ってください。地方創生臨時交付金が休業協力金の活用として認められたわけでありまして。しかし、第1次実施計画の提出期限が5月29日となっているわけでありまして。協力金の申請期間が延長され6月30日までとなったわけですが、本市としてはどういうふうに計画と予算立てを立てていくことを考えられているのか、お聞きします。

議長（成田 義之君）

岩田総務部次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田でございます。

先ほど、私、説明が不足しておりましたが、理・美容につきましては、県費が入らずに市単費ですので、そのあたり国・県支出金の額とのずれが出てくるかとは思っております。

商業施設等につきましては、県費が入って市から10分の10支出するという形になります。

理・美容については市の分だけを払うという形ですので、そのあたりで財源の内訳が変わってきているということでございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それで、今、質問させていただいた第1次実施計画の提出期限が5月29日となっているわけでありまして。この協力金の申請期間が延長され6月30日となっているわけですが、これについてはどういうふうに市として計画を予算立てしているのか質問します。

議長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

交付金のほうにつきましては、計画を提出するという形になっておりますので、今、庁内でもいろんな議論をさせていただいて、どういった対策をしていくかというところを今いろいろ決めているところでございますので、それに伴って計画のあげる形になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

申請を受け付けるといった作業があるわけですが、市の担当課の事務処理能力次第でさらに今いろいろ本当に大変な状況になるかと思うわけであります。経済悪化による収入減で切羽詰まった状況にある人が多いことを念頭に、煩雑な手続は可能な限り避けるなどスピーディな急対応をしなければならないわけですが、今こういった対応は産業課だけでやられておるのでしょうか。

議長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

コロナ対策の関係では、いろんな支援がございます。私どものほうは中小企業の支援ということで融資関係であり、今回の協力金であるというところがございますが、他にも生活支援とか子育ての関係、それから教育の関係、いろんな分野がございますので、先ほど申したように、今、庁内のほうでいろいろ議論をしとるところでございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

スピーディな対応をしていくためにも、人的な配置も十分踏まえた対応をぜひお願いしておきます。

それから、特別定額給付金についてであります。

今、求められるのは、給付までに要する時間を極力少なくする、こういうことだと思いますが、どういうふうに今スケジュールを進められているのか聞きます。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤でございます。

まずもって特別定額給付金の事務につきましては、今回、企画政策課が担当する、中心となってやるということになりましたので、よろしく願いをいたします。

スケジュールの関係でございますが、まだこれは発表しておりませんが、今のところオンライン申請を来週の月曜日から始めたいというふうに考えております。それで、紙のほうの申請書の送付につきましては、5月25日の月曜日から順次申請書の発送を行いたいというふうに、今、考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

これは本当に早く進めていかなければならないと思うわけでありまして。それで、そのために、今、全国で毎日ニュース等でも自治体ごとの状況等が報道されているわけでありまして、1つは、国のほうが申請書について、これまでのものだけでなくOCR、工学的な文字認識をする、ああいったものも取り入れてもいいということをして4月27日に変更通知を出されたということがありますが、本市ではOCRについてはどのように考えられているのか。

それから、一刻も早く届けるために手書き申請、ダウンロードして、それを自治体のほうに持ってきていただいて、困窮する人たち、必要とされる方が一刻も早くできるようにという、こういったことを自治体として取り入れられているところもあるわけですが、本市ではそういったことをどのようにとらえられているのか質問します。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

まず、OCRの利用につきましては本市も検討をしております、使っていきたいというふうに考えております。そのために申請書の様式を通常裏表の1枚でやるところを我々としては2枚、OCRがうまく読み取れるように、今回、身分証明書と口座のわかるものを添付していただくこ

とになっておりますので、そちらの添付につきましては別紙に張りつけていただいて、記載してもらいものは申請書に記載してもらおうということをやることによってOCRが利用できるようになるであろうという検討の中で2枚送付させてもらって、OCRも今回導入して使っていきたいというふうに考えております。

様式のダウンロードにつきましては、今回、申請書につきましては世帯員を記載するという条件が一応あります。ですので、世帯員を記載した上で送付をさせていただきますので、申請書のダウンロードについては現状は考えておらんとところでございます。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

一刻も早くそれぞれの自治体がいろいろな知恵を出して、給付申請の処理については取り組んでみえます。本市もこれからということではありますが、全力を挙げて一刻も早く支給が開始されるということをお願いし、私の質問を終わります。

議長（成田 義之君）

他によろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第29号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、日程第27、議案第30号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第30号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、日程第28、議案第31号に質疑のある方の挙手を求めます。

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

1点だけお伺いをさせていただきます。

清須市特別職報酬等審議会条例というのが平成17年7月7日付で条例40号としてございま

して、ここの第2条に、「市長は、議員報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」という条文が1つあるんですが、今回こういう緊急事態の中だと思いますので、この条文は今回はどのようにお取り扱いされたのだけご教示いただけますでしょうか。

議長（成田 義之君）

舟橋人事秘書課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

人事秘書課、舟橋でございます。

今回は市三役の6月給料のみの減額という限定的な内容であり、特別職報酬等審議会が本来検討すべきであります世論の動向や経済状況などを鑑みて給料額を検討する内容のものではないということ、そして、以前にも特別職の給与の減額を行ったことはございますが、その際も審議会は開催されていないことを踏まえたものということを考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員、よろしいですか。

9番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

他によろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第31号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、日程第29、発議第3号 清須市議会議員の議員報酬に関する条例案を議題といたします。

提出者であります伊藤議員より提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

伊藤議員。

< 16番議員（伊藤 嘉起君）登壇 >

16番議員（伊藤 嘉起君）

議席16番、伊藤嘉起でございます。

ただいま議題となっております発議第3号 清須市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案について説明させていただきます。

発議第3号

清須市議会議員の議員報酬の特例に関する条例案について

上記の議案を提出する。

令和2年5月8日提出

提出者 清須市議会議員 伊藤嘉起、

賛成者 清須市議会議員 浅井泰三、大塚祥之、天野武藏

新型コロナウイルス感染症が地球規模の猛威を振るう中、本市ではこれまで5名の感染者を確認しております。さらに全国に発出されている緊急事態宣言も期限が延長され、事態収束の見通しがいまだに立たない中、市民生活や市内経済の疲弊が日を追って増しております。支援を求める切実な声が多数寄せられています。

当局におかれましても市対策本部を設置し、日々対応に取り組まれています。これまでに類

を見ない非常事態であることを鑑みると、当局と議会が一丸となり、市民に寄り添った的確でスピード感を持った対策を講じることが肝要です。市民生活の安全・安心と市内経済の安定持続が図られ、この事態を市民と一丸となって乗り越えていくためにも、発議案として提出いたすものでございます。

内容につきましては、6月分の議員報酬の100分の100を減ずるものでございまして、その削減額を市独自の生活支援策等の財源の一部に充てていただくものでございます。

議員各位におかれましては、慎重にご審議の上、発議第3号につきまして、賛同いただきますようお願いを申し上げて、説明を終わりといたします。

議長（成田 義之君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑は挙手をし、議長の許可を得てから自席で議席番号と名前を述べてから行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

これより、質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

飛永でございますけれども、先ほどの質問と重複するんですが、こちらの案の中にも2条の規定にかかわらずとありますが、この取り扱いについては、先ほど市長の特別職での質問でさせてもらったんですけども、取り扱いに関しての方向性というのは、先ほど答弁があったとおりのことで理解をすればよろしいでしょうか。

議長（成田 義之君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

そのとおりでございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

承知しました。

清須市の隅々までこのエールが届くものと確信をしております。

ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

これで質疑を終了いたします。

伊藤議員、大変ご苦労さまでございました。

自席へお戻りください。

討論に入ります。

まず、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

次に、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

発議第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回清須市議会臨時会を閉会といたします。

長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

（ 時に午前11時30分 閉会 ）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年5月8日

前議長 久野 茂

前副議長 高橋 哲生

議長 成田 義之

署名議員 野々部 享

署名議員 岡山 克彦